

令和7年度「働き方改革推進支援助成金」

業種別課題対応コース(運送業等)のご案内



このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む、自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

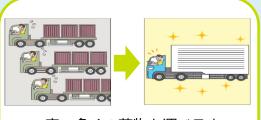
企業の 課題

運送業務を効率化し、 労働時間を削減したい!

助成金 による 取組

積載量の多いトレーラーを導入

改善の 結果



一度で多くの荷物を運べるようになったことで、労働時間 が削減された。 運行に伴う事務作業を効率化し、 労働時間を削減したい!

デジタル式運行記録計を導入



運転日報や出勤簿の作成が自動化されたことにより、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの 労働局雇用環境・均等部 (室)に提出

(締切:<u>11月28日(金)</u>)

交付決定後、提出した計画に 沿って取組を実施

(事業実施は、<u>令和8年1月</u>30日(金)まで)

労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和8年2月6日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月28日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する **都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室**にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している 「申請マニュアル」や「申請様式」は、 こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も 可能です。詳しくはこちらから。 (https://www.jgrants-

(https://www.jgrants-portal.go.jp/)



(2025.4)

業種別課題対応コース(運送業等)の助成内容

など

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主が対象です。

なお、選択する成果目標に応じて、下記1~3以外に も要件が設定されています。

詳しくは「働き方改革推進支援助成金(業種別課題対応コース)申請マニュアル」をご参照ください。

【対象事業主の要件】

- 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第 140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労 働者を雇用する中小企業事業主(※1)であること。
- 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を 整備していること。
- 3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。

(※1) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者	
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
卸売業	1 億円以下	100人以下	
その他の業種	3 億円以下	300人以下	

助成対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、 デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・ 更新(※3)
- (※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び 業務研修も含みます。
- (※3) 長時間労働恒常化要件に該当する場合は、パソコン、 タブレット、スマートフォンの購入費用等が対象となります。 詳しくは申請マニュアル等をご確認ください。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、目標達成を目指して「助成対象となる取組」を実施してください(※4)。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減
- ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入
- ③ <u>時間単位の年次有給休暇制度</u>と、交付要綱で規定 する**特別休暇を1つ以上新規導入**
- ④ 10時間以上の勤務間インターバルの導入
- (※4) 上記①から④の成果目標に加えて、<u>指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上5%以上または7%以上引き上げること</u>を成果目標に加えることができます。

助成上限額と助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、左記「助成対象となる取組」の実施に要した経費の一部を助成します。

上	選択した左記 成果目標」に設定された、ト記 1 か
限	ら4までの助成上限額に、下記5の上限額への加算
額	額を <mark>合計した金額</mark>
助 成 額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※5)を 乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

(※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から ⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5

1. 成果目標①**の上限額**(※6)

1. 成末日保山の上阪領(※6)				
	事業実施前の設定時間数			
事業実施後に設定する時間外労働と休日 労働の合計時間数	現に有効な36協定に おいて、時間外労働 と休日労働の合計時 間数を月80時間を超 えて設定している事 業場	現に有効な36協定に おいて、時間外労働 と休日労働の合計時 間数を月60時間を超 えて設定している事 業場		
時間外労働と休日労 働の合計時間数を月 60時間以下に設定	250万円	200万円		
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	_		

(※6)成果目標①を令和6年度に選択して支給を受けた事業主の場合、 さらに下の区分に設定時間数を縮減した場合の上限額は100万円。 (更なる削減を目標とした上で、設定時間数を同一区分内に維持等 した場合の助成上限額は一律25万円)

2. 成果目標②の上限額:25万円
3. 成果目標③の上限額:25万円

4. 成果目標④の上限額

されます (※4、9、10) 。

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、

休息時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休息時間数(※7)	1企業当たりの上限額(※8)	
10時間以上11時間未満	150万円	
11時間以上	170万円	

- (※7) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの 休息時間数のうち、最も短いものを指します。
- (※8) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上記の表の1/2が上限額となります。
 - 5. 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算 常時使用する労働者数が30人を超える場合は、達成 した成果目標の助成上限額に、下記の表の上限額が加算

引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3 %以上 引上げ	6 万円	12万円	20万円	1 人当たり 2 万円 (上限60万円)
5 %以上 引上げ	24万円	48万円	80万円	1 人当たり 8 万円 (上限240万円)
7 %以上 引上げ	36万円	72万円	120万円	1 人当たり12万円 (上限360万円)

- (※9) 常時使用する労働者数が30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の2倍の上限額が加算されます。
- (※10) 賃上げ額そのものを助成するものではありません。